

令和5年5月8日

保護者各位

小松市立丸内中学校
校長 荒木 達人

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルスへの対応について（5月8日以降）

新緑の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関して、5類へと移行されたことを受け、文部科学省は5月8日以降の学校生活について、衛生管理マニュアルの改定を行いました。

つきましては、本校でも、小松市教育委員会の指示のもと、下記のように変更しましたので、ご連絡します。何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

マスクについては、着用を求めないことを基本とします

※感染不安や基礎疾患があるなど様々な事情があるため、マスクの着脱を強いることはありません。また、着用の有無による差別・偏見がないよう指導します。

1 日常の感染症対策

健康観察	☐ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するようにしてください。 ※休養、風邪症状等の場合は、欠席となります。 ☐ 朝の健康点検は継続します（家庭での体温測定などは不要とします）。
換気の確保	☐ 気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて換気します。 ☐ 光触媒除菌脱臭機の設置を継続使用します。
手洗い等の手指衛生	☐ 外から教室に入る時やトイレの後など、流水とせっけんでのこまめな手洗い励行について指導します。
給食	☐ 飛沫を飛ばさないよう注意した上で、会話をしながらの給食とします。
授業・部活動	☐ 通常の授業形態で実施しますが、感染状況によっては以下の感染症対策をとります。 ☐ 部活動は、健康観察を十分に行い、通常通りの活動を行います。

2 感染流行時における感染症対策

マスクの着用	☐ 生徒・教職員に着用を促す場合があります。 ※この場合にも、着用を強いることがないようにします。
身体的距離の確保	☐ 授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況を踏まえた上で、生徒の間隔を可能な範囲でとり実施します。
活動場面ごとにおける感染症対策	☐ 各教科等で、「感染リスクが比較的高い学習活動」に当たっては、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるほか、儀式的行事等の学校行事や部活動等においても、活動場面に応じた対策を講じて実施します。

3 感染状況に応じて、講ずる措置

出席停止	☐ 生徒の感染が判明した場合には、出席停止の措置をとります。 ☐ 新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や感染するおそれのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置をとります。 ☐ 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどで感染不安により休ませたい場合は、学校にご相談ください。 ☐ 出席停止期間の基準は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとします。 学校への相談を個別対応で受け付けます【丸内中学校TEL 22-2935】
臨時休業	☐ 臨時休業（学級閉鎖等）の判断に当たっては、学校内での感染拡大のおそれ等を勘案した上で、学びの保障の観点等に留意しつつ、学校医・市教委と相談の上、必要な範囲・期間で実施します。